

電子提供措置に関するご案内

当社第15回定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、当社ウェブサイトへのアクセスの上、ご確認ください。

当社ウェブサイト

<https://www.hd.eneos.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しています。当社ウェブサイトにおいて電子提供措置事項を閲覧できない場合には、東京証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、銘柄名「ENEOSホールディングス」または証券コード「5020」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」の情報をご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



1. 電子提供措置事項のうち、株主総会参考書類につきましては、株主様の議決権行使の便宜のため、本招集ご通知にも記載しています。また、2025年3月31日までに書面交付請求を行っていただいた株主様には、本招集ご通知に加え、事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告を記載した報告書（交付書面）をお送りしています。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上掲の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

ENEOSグループ運営体制



(注) 「ENEOS株式会社」、「ENEOS Xplora株式会社」、「株式会社ENEOSマテリアル」、「ENEOS Power株式会社」および「ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社」を総称して、「主要な事業会社」といいます。